（統括検務官）

第18条　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官616人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。

［２～５　略］

（統括捜査官）

第22条　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官732人を置く。

［２～４　略］

別表第３（第10条関係）

検察庁	事務局及び部	課及び室
［略］		
横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 千葉地方検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課
京都地方検察庁 神戸地方検察庁 名古屋地方検察庁 広島地方検察庁 福岡地方検察庁 仙台地方検察庁	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室
札幌地方検察庁 高松地方検察庁	事務局	総務課 会計課
	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室
［略］		

別表第８の２（第16条の２関係）

地方検察庁支部
東京地方検察庁立川支部 福岡地方検察庁小倉支部

別表第８の３（第16条の３関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1
大阪地方検察庁	1

（統括検務官）

第18条　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官599人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。

［２～５　同左］

（統括捜査官）

第22条　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官736人を置く。

［２～４　同左］

別表第３（第10条関係）

検察庁	事務局及び部	課及び室
［同左］		
横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 千葉地方検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課
京都地方検察庁 神戸地方検察庁 名古屋地方検察庁 福岡地方検察庁	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室
広島地方検察庁 仙台地方検察庁 札幌地方検察庁	事務局	総務課 会計課
高松地方検察庁	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室
［同左］		

［別表を加える。］

別表８の２（第16条の３関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1